

平成 31 年 1 月号

「特定技能」資格の創設②

平成 30 年 12 月 25 日に、閣議決定された特定技能制度の運用に関する基本方針が発表され、対象業種ごとに、それぞれ分野別運用方針が策定されました。

●「特定技能 1 号」の対象業種及び主な業務内容（5 年間の最大見込数）

業種	業務内容	最大見込数（5 年間）
介護業	身体介護（入浴や食事の介助）の他、これに付随する支援業務（訪問介護は含まない）	6 万人
ビルクリーニング業	建築物内部の清掃	3 万 7,000 人
素形材産業	鋳造、鍛造、金属プレス加工等	2 万 1,500 人
産業機械製造業	金属プレス加工、溶接、プラスチック成型等	5,250 人
電気・電子情報関連産業	電子機器組み立て、溶接、プラスチック成型等	4,700 人
建設業	型枠施工、左官、建設機械施工、鉄筋継手等	4 万人
造船・船用工業	溶接、塗装、鉄鋼、機械加工等	1 万 3,000 人
自動車整備業	自動車の日常・定期点検整備、分解整備	7,000 人
航空業	地上走行支援、手荷物や貨物取扱業務・航空機整備	2,200 人
宿泊業	フロント、企画・広報、接客及びレストランサービス	2 万 2,000 人
農業	耕種農業全般（栽培管理、農畜産物の出荷・選別等）、畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）	3 万 6,500 人
漁業	漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等、養殖水産物の育成管理等	9,000 人
飲食料品製造業	酒類を除く飲食料品の製造・加工	3 万 4,000 人
外食業	飲食物調理、接客、店舗管理	5 万 3,000 人

●「特定技能 2 号」の対象業種

①建設業、②造船・船用工業 のみ

尚、特定技能 2 号は、配偶者と子を帯同することが認められ、更新が可能（事実上の永住が可能）ですが（制度開始後数年間は受け入れなし）、それに対して 1 号の在留期間は最長 5 年で更新は不可、家族の滞在は基本的には不可、という内容が明記されました。

●雇用形態

フルタイムとした上で、原則として直接雇用とされています。但し、農業と漁業については、農業及び漁業分野の事業者を特定技能所属機関とする労働者派遣事業者を特定技能所属機関として外国人材を農業分野の事業者に派遣する労働者派遣形態も可能とされています。

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305（キリン社会保険労務士事務所内）
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>